

事 務 連 絡
平成 17 年 12 月 26 日
一部改正平成 24 年 4 月 20 日

各 都 道 府 県 薬 務 主 管 部 (局)
国 公 立 大 学 薬 学 部 長 (科 長 ・ 学 長) 会 議
日 本 私 立 薬 科 大 学 協 会

御中

厚生労働省医薬食品局総務課

薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく
厚生労働大臣の認定に関する取扱いについて (Q & A)

薬剤師法の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 134 号) 附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令 (平成 16 年厚生労働省令第 173 号) については、その取扱いに関して、平成 17 年 12 月 26 日付薬食発第 1226003 号医薬食品局長通知 (以下、「局長通知」という。) が通知されたところです。

今般、局長通知に関する具体的な取扱いについて、質疑応答集 (Q & A) を別添のとおり作成しましたので、送付いたします。

質疑応答集 (Q & A)

〔局長通知の記の1. 関係〕

Q 1 認定を受けるに当たっては、4年制課程を卒業し、薬学の修士課程（2年）を修了せずに薬学の博士課程（博士後期課程）（3年）に進学することは禁止されていないが、実際に、薬学の修士課程（2年）を修了せずに薬学の博士課程（博士後期課程）（3年）に進学する事例は想定されるのか。

(答)

各大学の学則等において、薬学の修士課程（2年）を修了せずに薬学の博士課程（博士後期課程）（3年）に進学することを禁止していない場合には、このような事例も想定し得る。

Q 2 認定を受けるに当たっては、4年制課程を卒業し、薬学の修士課程（2年）を修了せずに、薬学の博士課程（5年）を修了することでもよいか。

(答)

差し支えない。

このほか、4年制課程を卒業し、薬学以外の修士課程を修了した後、薬学の博士課程（博士後期課程）（3年）を修了する場合も同様に取り扱って差し支えない。

Q 3 認定を受けるに当たっては、4年制課程を卒業し、薬学以外の修士課程を修了した後、6年制課程を基礎とする博士課程（4年）を修了することでもよいか。

(答)

差し支えない。

Q 4 認定を受けるに当たっては、平成29年度にA大学の理学部に入学し、平成30年度にA大学の4年制課程の2年次に転学し、同課程を卒業することでもよいか。

(答)

差し支えない。

なお、この場合、認定申請書の「大学への入学年度」欄に「平成29年度」と記載するとともに、「備考」欄に「A大学理学部から転学 2年次」と記載すること。

Q 5 認定を受けるに当たっては、平成19年度にA大学の理学部に入学し、4年後に卒業した後、平成23年度にB大学の4年制課程の2年次に転学し、同課程を卒業することでもよいか。

(答)

差し支えない。

なお、この場合、認定申請書の「大学名」欄及び「大学への入学年度」欄にそれぞれ「B大学」及び「平成23年度」と記載するとともに、「備考」欄に「A大学理学部から転学 2年次」と記載すること。

Q 6 認定を受けるに当たっては、平成26年度にA大学の理学部に入学し、4年後に卒業した後、平成30年度にB大学の4年制課程の2年次に転学してもよいか。

(答)

認められない。

平成18年度から平成29年度までの間に、卒業した4年制課程の属する大学へ入学することが必要である。

[局長通知の記の2.(2)関係]

Q 7 認定を受けるに当たっては、4年制課程を卒業した後、薬学の修士課程を1.5年で早期修了した場合、大学院の在学期間を2年とみなしてもよいか。

(答)

認められない。

大学院における薬学の課程の在学期間の合計が2年以上でなければならない。

Q 8 認定を受けるに当たっては、大学院への入学時期が10月であってもよいか。

(答)

差し支えない。

[局長通知の記の2.(3)関係]

Q9 各大学の6年制課程では、卒業するために必要な科目・単位がそれぞれ異なるが、認定を受けるに当たっては、認定を受けようとする者がいずれかの大学の6年制課程を任意に選択し、この任意に選択した大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得することでよいか。

(答)

差し支えない。

なお、この任意に選択した大学の6年制課程の卒業に必要な単位の修得方法等については、当該大学の学則等の定めるところによる。

Q10 認定を受けるに当たっては、①卒業する4年制課程、②修了する薬学の修士又は博士課程及び③卒業に必要な単位を修得しようとする6年制課程は、それぞれ異なる大学に置かれるものであってもよいか。

(答)

差し支えない。

Q11 A大学の4年制課程を卒業し、B大学の薬学の修士課程(2年)を修了した者が、認定を受けるに当たっては、B大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得するため、A大学で修得した単位を、B大学の6年制課程の卒業に必要な単位とみなしてもよいか。

(答)

認められない。

ただし、A大学で修得した単位のうち、60単位を限度に、B大学の学則等の定めるところにより、B大学の6年制課程の卒業に必要な単位の一部に相当するものとB大学が認めた場合に限り、B大学で修得したものとみなすことができる。また、このうち、医療薬学に係る単位については、B大学の6年制課程の卒業に必要な医療薬学に係る総単位数の3分の1を超えない範囲で、B大学で修得したものとみなすことができる。

Q12 認定を受けるに当たっては、A大学の6年制課程の卒業に必要な単位のうち、薬学実務実習について、B大学で履修したものをA大学で履修したものとみなしてもよいか。

(答)

認められない。

認定を受けるに当たっては、A大学において薬学実務実習を履修する必要がある。

Q13 A大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得しようとする際に、A大学においては、学則等により、他の大学で修得した単位をA大学で修得したものとみなすことはできないとしている場合であっても、認定を受けるに当たっては、他の大学で修得した単位をA大学で履修したもののみならずもよいか。

(答)

認められない。

Q14 A大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得しようとする際に、A大学の6年制課程の卒業に必要な医療薬学に係る総単位数が92単位である場合、認定を受けるに当たっては、A大学以外の大学で修得した医療薬学に係る単位について、合計何単位を限度にA大学で修得したものとみなすことが認められるのか。

(答)

この場合、30単位が限度となる。

なお、医療薬学に係る単位についても、A大学で修得したものとみなすことができる単位は、A大学の学則等の定めるところにより、A大学の6年制課程の卒業に必要な単位の一部に相当するものとA大学が認めた場合に限られる。

Q15 6年制課程における医療薬学に係る科目については、一般に薬学分野のうち、医療に直接関係する知識・技能・態度を履修するための科目として、大学ごとに判断してよいか。

(答)

差し支えない。

Q16 A大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得しようとする際に、A大学の6年制課程の卒業に必要な教養に係る科目の単位が、卒業したA大学の4年制課程等で修得した教養に係る科目の単位より多い場合であっても、認定を受けるに当たっては、教養に係る科目の単位については、追加的な履修は必要ないということによいか。

(答)

認められない。

認定を受けるに当たっては、教養に係る科目についても、A大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得しなければならない。

また、6年制課程の卒業に必要な教養に係る科目と、卒業した4年制課程等で履修した教養に係る科目が異なる場合も同様である。

Q17 A大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得しようとする際に、「A大学の6年制課程」と「卒業したA大学の4年制課程」において、授業科目名は同じであるが、授業の内容等が異なる科目があった場合、認定を受けるに当たっては、当該科目をA大学の4年制課程において履修していれば、A大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得したものとしてよいか。

(答)

認められない。

ただし、学則等の定めるところにより、A大学の6年制課程の卒業に必要な単位の一部に相当するものとA大学が認めた場合に限り、6年制課程の卒業に必要な単位を修得したものとして差し支えない。

Q18 A大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得しようとする際に、「A大学の6年制課程」と「卒業したA大学の4年制課程」において合同授業等を行っている科目がある場合、認定を受けるに当たっては、当該科目をA大学の4年制課程において履修していれば、A大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得したものとしてよいか。

(答)

差し支えない。

Q19 A大学の6年制課程の卒業に必要な単位を修得しようとする際に、A大学の6年制課程の卒業に必要な単位として「卒業論文が必要な卒業実習」がある場合、認定を受けるに当たっては、卒業したA大学の4年制課程において「卒業論文が必要な卒業実習」を履修していれば、A大学の6年制課程の卒業実習を追加履修しなくてもよいか。

(答)

認められない。

ただし、卒業したA大学の4年制課程における卒業実習が、A大学の学則等の定めるところにより、A大学の6年制課程における卒業実習に相当するものと、A大学の6年制課程において認められる場合は、追加履修は不要である。

Q20 認定を受けるに当たっては、共用試験に合格しなければならないのか。

(答)

共用試験の合否については、認定に当たって確認するものではない。

6年制課程における単位の修得方法等については、当該6年制課程に係る学則等に従う必要があり、また、6年制課程における薬学実務実習を履修するに当たり、薬学生に必要な知識・技能・態度をあらかじめ確認しておく必要があると考える。

[局長通知の記の2. (4) 関係]

Q21 「卒業した4年制課程の属する大学への入学日から12年の期間内に、6年制課程を卒業するために必要な単位を修得すること」とあるが、異なる大学の4年制課程を複数卒業している場合、認定を受けるに当たっては、いずれかの大学への入学日を履修の起算日とすることによいか。

(答)

差し支えない。

なお、任意に選択した大学への入学日が履修の起算日となり、それ以前に修得した単位については、認定を受けるに当たり、6年制課程の卒業に必要な単位とは認められない。

[局長通知の記の2. (5) 関係]

Q22 認定を受けるに当たっては、薬学実務実習を履修する時期として、次の事例でもよいか。

事例1) 4年制課程を卒業し、薬学の修士課程(2年)を修了した場合であって、4年制課程及び薬学の修士課程の在学期間外に薬学実務実習を履修した場合

事例2) 4年制課程を卒業し、薬学の修士課程を修了せずに、薬学の博士課程(博士後期課程)(3年)を修了した場合であって、4年制課程及び薬学の博士課程の在学期間外に薬学実務実習を履修した場合

事例3) 4年制課程を卒業し、薬学の博士課程(5年)を修了した場合であって、4年制課程及び薬学の博士課程の在学期間外に薬学実務実習を履修した場合

事例4) 4年制課程を卒業し、薬学の修士課程(2年)及び薬学の博士課程(博士後期課程)(3年)を修了した場合であって、薬学の修士課程の在学期間中に薬学実務実習を履修した場合

事例5) 4年制課程を卒業し、薬学の修士課程(2年)及び薬学の博士課程(博士後期課程)(3年)を修了した場合であって、薬学の博士課程の在学期間中に薬学実務実習を履修した場合

(答)

いずれも差し支えない。

ただし、認定の要件となる課程の在学期間で履修する場合、本務の課程に支障がないよう留意する必要がある。

Q23 認定を受けるに当たっては、4年制課程の卒業後、薬学の修士課程（2年）の進学前に薬学実務実習を履修してから薬学の修士課程（2年）を修了してもよいか。

(答)
差し支えない。

Q24 認定を受けるに当たっては、薬学の修士課程（2年）を休学し、休学期間中に薬学実務実習を履修してもよいか。

(答)
差し支えない。
なお、休学期間は大学院の在学期間には含まれないため、休学期間を除いた大学院の在学期間が合計で2年以上であることが必要である。

Q25 認定を受けるに当たっては、科目等履修生として、6年制課程の卒業に必要な単位を修得してもよいか。

(答)
差し支えない。

[局長通知の記の3. (1) 関係]

Q26 認定申請書に添付することとされている別紙5「医療薬学及び薬学実務実習を履修した大学における6年制課程を卒業するために必要な単位を修得していること及びその各単位の履修時期を証する書類」については、どの大学に証明してもらうのか。

(答)
卒業に必要な単位を修得した6年制課程の属する大学に証明してもらうこととなる。

Q27 認定を受けるに当たっては、認定申請書の添付書類として、別添様式記載要領の注)に定められている別紙1から別紙5のほか、履歴書も必要か。

(答)
必要である。

Q28 認定申請書（別添様式）及び認定申請書への添付書類（別紙1から別紙5）について、具体例を示して欲しい。

(答)

次のような履歴を経て平成28年11月30日に認定申請を行ったケースにおける記載方法について、別添様式記載例に示す。

平成19年4月 ○○大学理学部入学

平成20年4月 ○○大学薬科学部（4年制課程）2年次転学

平成23年3月 ○○大学薬科学部卒業

平成23年4月 ○○大学大学院薬科学研究科修士課程入学

平成25年3月 ○○大学大学院薬科学研究科修士課程修了

平成28年3月 ○○大学薬学部（6年制課程）の卒業に必要な単位修得完了

また、添付書類についても、別紙1記載例から別紙5記載例に示す。

Q29 4年制課程を卒業し、薬学の修士課程（2年）及び博士課程（博士後期課程）（3年）を修了した場合、認定申請書の「修士・博士課程名」欄はどのように記載すればよいのか。

(答)

認定申請書の「修士・博士課程名」欄には認定の要件を満たすこととなる大学院の課程名を記載するとともに、「大学院在学期間」欄には認定の要件を満たすこととなる大学院の課程における在学期間を記載すること。

また、添付書類の別紙2としては認定の要件を満たすこととなる大学院の課程を修了したことを証する書類を、別紙4としては認定の要件を満たすこととなる大学院の課程の在学期間を証する書類を添付すること。

4年制課程を卒業し、薬学の修士課程（2年）及び博士課程（博士後期課程）（3年）を修了した場合について、具体的な事例に基づく認定申請書への記載方法は次のとおり。

例1) 薬学の博士課程（博士後期課程）（3年）の在学期間中に薬学実務実習を履修し、薬学の修士課程（2年）の修了が認定の要件を満たすこととなる場合

- ・ 「修士・博士課程名」欄：(修士課程名を記載)
- ・ 「大学院在学期間」欄：(修士課程における在学期間を記載)

例2) 薬学の修士課程（2年）の在学期間中に薬学実務実習を履修し、薬学の博士課程（博士後期課程）（3年）の修了が認定の要件を満たすこととなる場合

- ・ 「修士・博士課程名」欄：(博士課程名を記載)
- ・ 「大学院在学期間」欄：(博士課程における在学期間を記載)

例3) 薬学の修士課程（2年）及び薬学の博士課程（博士後期課程）（3年）の在学期間外に薬学実務実習を履修し、薬学の修士課程（2年）又は薬学の博士（博士後期課程）（3年）課程のいずれの修了も認定の要件を満たすこととなる場合

- ・ 「修士・博士課程名」欄：(修士課程名を記載)
- ・ 「大学院在学期間」欄：(修士課程における在学期間を記載)

[局長通知の記の3.(3)関係]

Q30 薬剤師国家試験の何日前までに、認定申請を行えばよいのか。

(答)

原則として、薬剤師国家試験を受験する年度（以下「受験年度」という。）の11月20日までに認定申請すること。なお、受験年度の11月20日までに6年制課程に必要な単位数が修得できないが、国家試験受験申請日までには修得できる見込みである場合には、速やかに、厚生労働省医薬食品局総務課まで相談されたいこと。

※ この質疑応答集で、「4年制課程」とは大学の薬学の正規の課程のうち修業年限を4年とする課程をいい、「6年制課程」とは大学の薬学の正規の課程のうち修業年限を6年とする課程をいう。

(別添様式記載例)

認定申請書

1. 大学名	〇〇大学		
2. 大学の入学年度	平成19年度		
3. 大学の卒業年度	平成22年度		
4. 4年制課程名	〇〇大学薬科学部創薬学科		
5. 修士・博士課程名	〇〇大学大学院薬科学研究科 (修士)・博士		
6. 大学院在学期間	平成23年4月～平成25年3月		
7. 単位修得6年制課程名	〇〇大学薬学部薬学科		
8. 単位修得期間	平成19年4月～平成28年3月		
9. 薬学実務実習履修時期	平成26年4月～平成26年9月		
10. 他大学で修得した単位	(あり)・なし	15単位	うち医療薬学 5 単位 (総医療薬学 92 単位)
11. 備考	〇〇大学理学部から転学 2年次		

上記により認定申請を行います。

平成28年11月30日

住所 ××××××××××××××××

氏名 × × × ×(印)

厚生労働大臣

殿

(別紙1記載例)

入学・卒業証明書

下記の者は、平成 年 月 日に本学に入学し、薬学の正規の課程
(学校教育法第八十七条第二項に規定するものを除く。)を修めて卒業した
ことを証明する。

記

氏 名

生年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

大学名

大学

学 長

印

(別紙 2 記載例)

修了証明書

下記の者は、本学大学院における薬学の（修士・博士）*の課程を修了したことを証明する。

* 修士・博士のいずれかを記載する。

記

氏 名

生年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

大学名

大学

学 長

印

(別紙3記載例)

早期卒業をしていないことに係る証明書

下記の者は、学校教育法第八十九条の規定に基づく早期卒業をしていないことを証明する。

記

氏 名

生年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

大学名

大学

学 長

印

(別紙4記載例)

在学証明書

下記の者は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで本
学大学院における薬学の（修士・博士）*課程に在学したことを証明する。

* 修士・博士のいずれかを記載する。

記

氏 名

生年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

大学名

大学

学 長

印

(別紙5記載例)

必要単位修得証明書

下記の者は、本学における薬学の正規の課程（学校教育法第八十七条第二項に規定するものに限る。）を卒業するために必要な単位を別添のとおり修得したことを証明する。

記

氏 名

生年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

大学名

大学

学 長

印

本大学での科目履修時期

履修した科目名		単位数	科目履修時期	
教養系科目	英語		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	数学		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	小 計			
基礎薬学系科目	有機化学		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	小 計			
衛生薬学系科目	病原微生物学		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	小 計			
医療薬学系科目	臨床薬理学		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	小 計			
薬学実務実習	病院実習		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	薬局実習		平成	年 月 ～ 平成 年 月
	小 計			
合 計				

他の大学における科目履修時期

履修した科目名		単位数	科目履修時期		履修大学
医療薬学系科目以外	物理学		平成	年 月 ～ 平成 年 月	
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月	
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月	
	小 計				
医療薬学系科目	医療倫理学		平成	年 月 ～ 平成 年 月	
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月	
	〇〇〇〇		平成	年 月 ～ 平成 年 月	
	小 計				
合 計					